

令和2年4月15日

各指定障がい福祉サービス（通所・短期入所）事業所 管理者様
各指定障がい児支援（通所・短期入所）事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための
通所又は短期間の入所利用者に対する利用自粛の呼びかけについて（依頼）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

さて、令和2年4月13日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において「社会福祉施設等における通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請する」こととされ、別紙のとおり令和2年4月13日付けで大阪府福祉部障がい福祉室長から要請がなされています。

これを受けまして、本市としましては、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のため、広くホームページ等により利用自粛を呼びかけてまいりますので、各通所・短期入所事業所におかれましても、趣旨をご理解いただき、利用者への呼びかけについてご協力いただきますようお願いいたします。

【別紙】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について
(令和2年4月13日 大阪府福祉部障がい福祉室長)

【参考資料】

- 大阪府作成「府民の皆さまへ」チラシ
(※利用者への呼びかけの際にご活用ください。)

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608